

抵当権解除登記手続き

Release of Mortgage

必要書類

リベリアにおいて設定登記されている抵当権の解除を登記する場合の必要書類は、下記のとおりです。

1) 抵当権解除書類 "Release of Mortgage" (原本 2 部)

抵当権者 "Mortgagee" による署名・公証済みのもの

※ 署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可

解除登記を行う抵当権の設定登記時の詳細 (登記台帳番号およびページ番号) を必ず記載ください。

2) 抵当権者 "Mortgagee" 署名権限確認書類 (コピー 1 部)

※ 【抵当権解除書類のご署名者が、抵当権者の役員取締役である場合】
署名権限確認書類のご提出は不要です。

抵当権者 "Mortgagee" 発行の、抵当権解除書類に署名するための権限を確認するもの

抵当権解除登記日より遡って 1 年以内に発行されたもの

署名権限確認書類には、下記の項目を含めてください。

a) 本船名

b) 本船のリベリアオフィシャルナンバー

c) 解除の対象となる抵当権の登記の詳細 (登記台帳番号およびページ番号)

d) 抵当権解除書類の目的

(「抵当権の解除登記」 'to record a discharge of the Mortgage' など)

e) 【あてはまる場合のみ】 抵当権者がどのような資格で抵当権の設定を認めたのか
('as security agent', 'as trustee' など)

- 署名権限確認書類は、以下 2 つのうち、いずれかの形式でご準備ください。
- i) “*Specimen Signature Book*” の認証謄本 “*Certified Copy*”
- 適切な権限を有する方によって効力を有する写しであることが認証されたもの
- ii) 委任状 “*Power of Attorney*”
- 公証もしくは、リベリアスペシャルエージェントが署名認証したもの
- 抵当権者 “*Mortgagee*” が日本法人で、署名権限確認書類のご署名を、法人代表印を用いて行われる場合は、印鑑証明書の原本 1 部を併せてご提出ください。
- 委任状の署名者は、抵当権解除書類に署名される方とは別の方とされることをお勧めいたします。

書類提出先・提出時期

- ・ ドラフト
登記に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類のドラフトを、登記に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。
- ・ 原本
事前確認が済みましたら、署名・公証などをお手配の上、各書類原本を、遅くとも登記日当日までに、リスカジャパンまでご提出ください。

費用

\$330.00

登記に要する日数

ご希望日当日に完了